

大阪市地域福祉活動推進委員会要綱

(設置)

第1条 大阪市における地域福祉活動の推進を目的として、大阪市社会福祉協議会に大阪市地域福祉活動推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

(所管事務)

第2条 推進委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 大阪市における地域福祉活動の推進と発信に関すること
- (2) 大阪市社会福祉協議会及び大阪市各区社会福祉協議会が行う地域福祉推進の取組みに関すること
- (3) その他、地域福祉の推進に必要と認められる事項に関すること

(組織)

第3条 推進委員会は、委員18名以内で組織する。

- 2 推進委員は、区社会福祉協議会代表、社会福祉事業を行う者、社会福祉活動を行う者及び学識経験者等の中から会長が委嘱する。
- 3 推進委員会に委員長を置き、委員長は委員の互選によりこれを定める。
- 4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。
- 5 委員長は、専門の事項について審議する必要があるときは、推進委員会に専門アドバイザーを置くことができる。
- 6 委員長は、相談役を置くことができる。相談役は、会長がこれを委嘱する。
- 7 相談役は、委員長の諮問に応じるほか、推進委員会の運営について意見を述べることができる。

(会議)

第4条 推進委員会の会議は、委員長が招集して行う。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席により成立する。
- 3 委員長は、行政の立場から助言や情報提供が必要と認めるときは、大阪市福祉局にオブザーバーとして会議に出席を求めることができる。
- 4 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者に会議に出席を求めることができる。

(任期)

第5条 推進委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 欠員によって就任した推進委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(専門部会)

第6条 委員長は、推進委員会に専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

- 2 部会について必要な事項は、委員長が定める。

(庶務)

第7条 推進委員会の庶務は、地域福祉課において処理する。

(細目)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

(附則)

- 1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。
- 3 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
- 4 この要綱は、平成25年9月1日から施行する。
- 5 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- 6 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 7 この要綱は、平成28年6月15日から施行する。
- 8 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。